

# 天童市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

## 基本理念

「共にささえあい 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち」

### 地域福祉活動とは

地域福祉活動とは、地域に住んでいる住民同士が、お互いにささえあい、たすけあう、福祉のまちづくりを進める活動のことです。現代社会は、急激な少子高齢化や家族機能の低下、地域の連帯意識の衰退等により、高齢者等の引きこもりや孤独死、悪質商法や詐欺被害、弱者虐待等の現象が顕著に現れています。

今こそ身近な地域で住民が中心となり、行政や福祉関係機関の協力を得ながら、地域福祉を充実することが求められています。

#### [参考] 社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 地域福祉活動計画とは

#### (計画の趣旨)

社会福祉協議会が呼びかけて、住民の皆さんや行政、福祉関係機関等の参加や協力のもと、地域福祉の充実と福祉のまちづくりを総合的、効率的に推進するため、一定期間中に重点的に取り組む施策や方向性を示すことが、計画の趣旨です。

#### (計画期間と進行管理)

計画期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間です。天童市が策定した地域福祉計画の実施期間との整合性を図り、一体的な評価や、次期計画の一体的策定を視野に入れます。

#### (計画の特徴)

これまで住民の皆さんと取り組んできた地域福祉事業の経過や実績を基に、「現状と経過」「課題」「今後の方向性」の形式により、策定委員の意見、関係者アンケートの声を反映させました。財源や人員の制限がある中でも、事業の改善や新しい取り組みを進め、更なる地域福祉への関心と参加を喚起します。

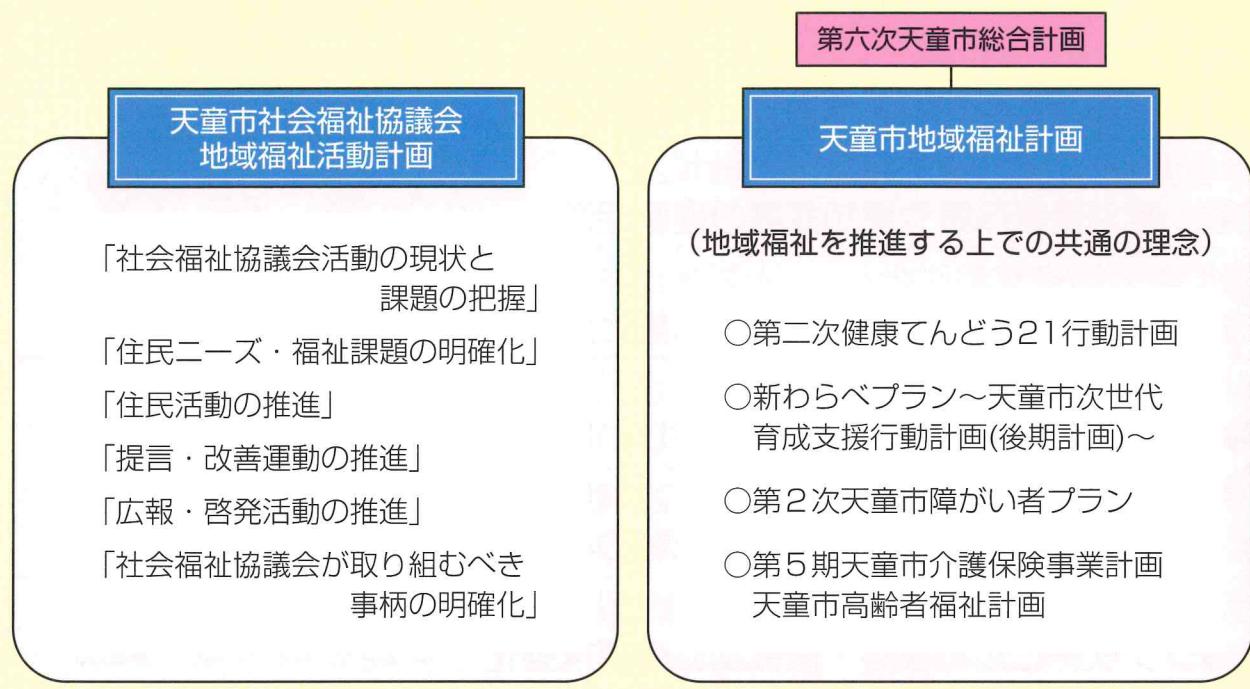
# 「天童市社会福祉協議会地域福祉活動計画」 基本施策・実施計画（要約）

【基本施策 1】 住民の皆さんのが主役の 地域福祉活動を 推進します	実施計画① (方向性)	「地域社会福祉協議会の充実・発展を目指します」 研修や情報交換の充実・活動メニューの提供・助成方法の検討・組織体制の精査・趣旨の周知拡大
	実施計画② (方向性)	「天童市福祉推進員の活動充実と周知を促進します」 活動費や報告のあり方検討・研修機会の拡大・専門機関との連携強化・住民の皆さんの認知度向上
	実施計画③ (方向性)	「いきいきサロン活動の充実と一層の普及を図ります」 助成継続や講師等の紹介・研修機会の充実・活動メニューの提供・他団体との連携促進
	実施計画④ (方向性)	「要援護者への見守り活動の取り組みを進めます」 見守り、連絡体制の整備・地域ケア会議の開催・個人情報保護や認知症等の理解促進
	実施計画⑤ (方向性)	「地域福祉組織や当事者組織の子育て支援活動に協力します」 他市社協等の情報収集・協力体制の整理・支援方法の確立・ボランティアの募集と活用
【基本施策 2】 住民の皆さんの 暮らしを支える 相談・援助の窓口を 目指します	実施計画① (方向性)	「生活福祉資金・たすけあい資金の適正な貸付と償還指導を進めます」 自助努力の指導・関係機関との連携と諸制度活用・償還指導の充実・制度の正しい周知
	実施計画② (方向性)	「福祉サービス利用援助事業の普及と関係機関との連携による効果的支援を図ります」 早期利用の促進・専門員、支援員の資質向上・他機関との連携強化・法人後見等の検討
	実施計画③ (方向性)	「相談窓口や相談対応の効率化、他の相談機関との連携強化、情報交換を進めます」 相談窓口の周知・相談窓口のあり方、ワンストップサービスの検討・他機関との連携強化
	実施計画④ (方向性)	「社会情勢を踏まえた歳末たすけあい募金の活用、配分のあり方を検討していきます」 募金の趣旨啓発・住民の皆さんの理解促進・配分対象や配分額の基準検討
【基本施策 3】 子どもから高齢者まで 住民の皆さんの ボランティア活動を 促進します	実施計画① (方向性)	「ボランティアセンターの充実・関係団体との連携を進めます」 ボランティニアーズの収集強化・マッチングの充実・情報交換の機会拡大・財源情報の提供
	実施計画② (方向性)	「災害ボランティアセンター設置訓練の実施と活動の周知を図ります」 事務局全体による訓練実施・マニュアルの精査と改善・多様な関係者への参加呼掛け
	実施計画③ (方向性)	「子どもたちの福祉教育を推進します」 協力校への提供情報の充実・地域組織との連携促進・福祉教育活動の周知拡大
	実施計画④ (方向性)	「介護支援ボランティア活動の普及・充実を図ります」 登録施設の拡大・団塊の世代への呼掛け・多様な周知活動・登録施設、活動者の意見聞き取り
【基本施策 4】 住民の皆さんへの 福祉意識の普及・ 啓発に努めます	実施計画① (方向性)	「広報誌 社会福祉協議会だより の充実と多様な情報発信方法を検討します」 掲載情報の精査と充実・身近な福祉活動の掲載・ホームページ等多様な情報発信の検討
	実施計画② (方向性)	「いきいき・ふれあい健康福祉まつりの内容充実を図ります」 開催趣旨の再確認・開催日程や内容の検討・地域福祉活動との関連性重視
	実施計画③ (方向性)	「天童市社会福祉功労者表彰の周知促進を図ります」 表彰制度の周知拡大・一般住民への表彰促進・地域での表彰活動等の推奨
	実施計画④ (方向性)	「赤い羽根共同募金運動への理解と協力を促進します」 募金趣旨や使途の周知・募金の地域還元のPR・福祉教育との連携検討



## 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法により市町村が福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉への住民参加に関する事項を定めるよう規定されています。「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、住民や民間団体の行う活動と資源を組織的、計画的に活用して地域福祉を進めるための民間行動計画です。



～課題共有・相互補完・役割分担～

## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核として社会福祉法に定められた、市町村、都道府県、全国にある社会福祉法人です。

地域福祉を組織的に進めるため住民や行政、福祉機関の代表が理事や評議員として運営に参加し、住民会費をいただいている公共性の高い団体であり、具体的な福祉課題に対応するために、介護保険サービスや障がい児者の福祉サービス、行政からの委託事業等にも幅広く取り組んでいます。

### 【参考】社会福祉法第109条（市区町村社会福祉協議会の事業）

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 社会福祉法人 天童市社会福祉協議会

〒994-0013 天童市老野森二丁目6番3号（天童市総合福祉センター内）  
電話 023-654-5156 FAX 023-654-5166